

(要領様式第1号)

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(令和3年条例第63号。以下「条例」という。)に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第396号
令和5年11月8日

松本市長 臥 雲 義 尚

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの(○を付す)
(1) 条例第41条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第45条第2項 (第45条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第47条第1項	事業計画書	
(4) 条例第50条第4項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第54条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第56条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
条 例 第 41、 45、 47、 50、 54、 56 条	①氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社矢島建材 代表取締役 田村 勤 長野県松本市大字笹賀 542 番地 1	
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	【笹賀】松本市大字笹賀 541 番 3、537 番 6、537 番 13 【今井】松本市大字今井字小段原 8 番 5、8 番 4、9 番	
	③廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設	
	④処理を行う廃棄物の種類	積替保管する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) (以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。)	
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	【笹賀】 面 積：1,525.05 m ² 保管上限：3,693.73 m ³ 高さ上限：8.25m	【今井】 面 積：2,454.08 m ² 保管上限：8,303.10 m ³ 高さ上限：5.0m
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	変更後 新規許可	変更前
条 例 第 41、 45 条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠		
	⑧関係住民の範囲及びその根拠		
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会 の開催日時及び場所		
	⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終 了報告書)の縦覧場所、期間及び時間		
条 例 第 47、 50、 54 条	⑪対象周辺地域の範囲	【笹賀】松本市笹賀今町会 【今井】松本市大字今井字小段原 8 番 5、8 番 4、9 番の周辺 50メートルの範囲	
	⑫対象関係住民の範囲	・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場 を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者	
	⑬事業計画書(見解書及び意見書の写し、 最終見解書)の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 株式会社矢島建材 事務所内 長野県松本市大字笹賀 542 番地 1	

		(期間) 事業計画協議終了まで(土日・祝日を除く。) (時間) 午前9時から午後4時まで
	⑭対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	【第1回】 (日時) 令和5年8月19日(土) 午後7時から (場所) 今町会公民館(松本市大字笹賀今127) 【第2回】 (日時) 令和5年8月20日(日) 午前9時から (場所) 株式会社矢島建材 松本工場(松本市大字笹賀542番地1)
第56条	⑮廃止の年月日	
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課
	縦覧期間	令和5年11月8日(水) から令和5年12月7日(木) まで (土日・祝日その他市の休日を除く。)
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで